明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○都市計画に関する件
（関東地方整備局三八）　一
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局一八、一九）　二
○都市計画に関する件（同二〇）　二
○道路に関する件（中国地方整備局七）　二
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年度弁理士試験の施行（工業所有権審議会）　二
平成二十五年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○関東地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

平成二十五年一月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　都市計画事業の種類及び名称　成田都市計画道路事業三・四・三十二号北千葉道路線
二　施行者の名称　国土交通大臣
三　事務所の所在地　千葉県千葉市稲毛区天台五丁目二十七番一号（関東地方整備局千葉国道事務所）
四　事業地の所在
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月三十日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　7
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人なら建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	加藤　智弘、徳本　佳英

(2)　変更年月日
平成二十五年一月七日

○近畿地方整備局告示第十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月三十日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　19
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社Ｉ－ＰＥＣ
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	三上　富生
変更後	宝田　智一

(2)　変更年月日
平成二十五年一月七日